

神戸港貨物集貨施設等整備支援事業 補助金交付要綱

平成 30 年 9 月 3 日 副市長決定

令和 2 年 4 月 1 日 改正

令和 3 年 4 月 1 日 改正

令和 4 年 3 月 30 日 改正

令和 5 年 3 月 30 日 改正

令和 6 年 3 月 29 日 改正

令和 7 年 4 月 1 日 改正

令和 8 年 4 月 1 日 改正

神戸港貨物集貨施設等整備支援事業の補助金（以下「補助金」という。）の交付については、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）、神戸市補助金等の交付に関する規則（平成 27 年 3 月神戸市規則第 38 号。以下「補助金規則」という。）に定めがあるもののほか、この要綱に定めるところによる。

（目 的）

第 1 条 この補助金は、神戸港における在来貨物の集貨を促進するため、民間事業者がふ頭用地内に在来貨物の集貨を目的とした上屋、工作物又は荷役機器（以下、「集貨施設等」とする）の建設又は整備を行う際に、その経費の一部を支援することにより、在来貨物の集貨力の強化を図るとともに、公共ふ頭用地の有効活用を進め、神戸港の港勢の維持・拡大を図ることを目的とする。

（用語の定義）

第 2 条 この要綱において、次に掲げる用語の意義は、以下に定めるところによる。

在来貨物：重量物、長大物などコンテナ輸送に適さない貨物

（対象事業）

第 3 条 補助金交付の対象となる事業は、神戸港の公共ふ頭用地において、集貨施設等の建設又は整備を行う事業のうち、次の各号に該当するものとする。

- (1) 神戸港を利用して、在来貨物の取扱いの増加が見込まれるもの、又は、相手国の輸入検査基準を満足するために必要不可欠なものであること
- (2) 集貨施設等の前面岸壁の利用を伴うこと
- (3) 公道から港湾管理者が指定する岸壁までの通路を確保すること
- (4) 上屋を建設する場合、次の条件を満たしていること
 - ① 神戸市港湾施設条例（昭和 48 年 4 月 1 日条例第 13 号）に定める港湾施設であること
 - ② 上屋建設敷地と併せて周辺敷地も一体的に借り受けるなど、公共ふ頭を効率的に使用すること

（対象事業者）

第 4 条 補助金交付の対象となる事業者は、神戸市港湾施設条例（昭和 48 年 4 月 1 日条例第 13 号）第 3 条を満足する者とする。

(対象経費)

第5条 補助金交付の対象となる経費は、第3条に掲げる対象事業に要する経費（消費税及び地方消費税を除く）のうち、集貨施設等の建設又は整備に要する費用とする。

(補助金の額)

第6条 補助金の額は、対象経費の10分の1とする。ただし、申請1件につき1,000万円を限度とし、予算の範囲内で措置するものとする。

2 補助金の額に千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

(補助対象期間)

第7条 補助対象期間は、当該補助金の交付決定に係る会計年度（以下、「当該年度」という。）の4月1日から2月末日までとする。但し、この期間内に完成し、本市の確認を得たものを対象とする。なお、交付決定前に実施した事業も対象に含むことができる。

(交付申請)

第8条 申請者は、補助金規則第5条第1項に基づき補助金の交付を申請するときは、次の各号に掲げる書類を、当該年度の1月30日（当該日が土曜日に当たるときはその前日の29日、日曜日に当たるときはその前々日の28日）までに市長に提出しなければならない。

- (1) 補助金交付申請書（様式第1号）
- (2) 会社概要・役員名簿（様式第2号）

(交付の決定)

第9条 市長は、前条による申請があった場合は、当該申請にかかる書類の内容を審査し、補助金規則第6条による補助金の交付決定を行うときは、補助金交付決定通知書（様式第3号）により申請者に通知するものとする。

2 市長は、補助金規則第6条第3項による補助金の交付が不相当である旨の通知を行うときは、補助金不交付決定通知書（様式第4号）をもって申請者に通知するものとする。

(計画及び補助事業の変更等)

第10条 補助金の交付決定を受けた申請者（以下「補助事業者」という。）は、補助金規則第7条第1項に掲げる承認を受けようとするときは補助金交付決定内容変更承認申請書（様式第5号）を、同第2号に掲げる承認を受けようとするときは補助事業中止承認申請書（様式第6号）を市長に提出しなければならない。ただし、交付決定額に変更がない又は減額となる場合で、市長が認める軽微な変更については、この限りでない。

2 市長は、前項の申請があったときは、当該申請にかかる書類の内容を審査し、承認することが適当であると認めたときは、その旨を補助金交付決定変更通知書（様式第7号）又は補助事業中止承認通知書（様式第8号）により、補助事業者に通知するものとする。

(事業実績報告書等の提出)

第11条 補助事業者は、補助金規則第15条に基づき、対象事業の補助事業実績報告書（様式第9号）を事業実施後、関係書類が整い次第速やかに提出しなければならない。なお、最終提出期限は当該年度の3月9日とする。

(交付額の確定)

第 12 条 市長は、補助金規則第 16 条による補助金等の交付額の確定を行ったときは、補助金交付額確定通知書（様式第 10 号）により、速やかに補助事業者へ通知するものとする。

(補助金の支払い)

第 13 条 市長は、前条第 1 項の規定により交付額を確定した場合は、速やかに補助金を補助事業者へ支払うものとする。

(交付決定の取消し)

第 14 条 市長は、補助金規則第 19 条による補助金の交付決定の全部又は一部を取消したときは、速やかに、その旨を補助金交付決定取消通知書（様式第 11 号）により補助事業者へ通知するものとするものとする。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付を取消した場合において、既に補助金を交付しているときは、期限を定めて補助金の返還を命ずるものとする。

(関係書類の整備)

第 15 条 補助事業者は、対象事業に係る経理の収支を明らかにした書類、帳簿等を常に整備し、第 12 条の通知を受けた日から 5 年間保存しなければならない。

(公 表)

第 16 条 市長は、補助事業者及び対象事業の名称、事業計画の概要、交付決定を取り消した事業者の名称その他対象事業の内容の必要な事項について公表することができるものとする。

(その他)

第 17 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が定める。

附 則

この要綱は、平成 30 年 9 月 3 日から施行する。

この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

この要綱は、令和 3 年 4 月 22 日から施行する。

この要綱は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

この要綱は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

この要綱は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

この要綱は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。